

長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件の案について

1. 制定の趣旨

長期優良住宅の普及の促進等に関する法律施行規則案において、長期使用構造等とするための措置（法第2条第4項各号関係）及び長期優良住宅建築等計画の認定基準のうち、法第6条第1項第4号イに規定する維持保全の方法の基準について、国土交通大臣が定めるものとされており、これに基づき、告示を定める必要がある。

2. 案の概要

「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準を定める件の案の概要」による。

3. スケジュール

公布：平成21年2月中旬（予定）

施行：平成21年6月4日（法律の施行日：平成21年6月4日）